

出席停止となる学校感染症一覧表

学校保健安全法施行規則（令和5年改正）による

	学校感染症と出席停止期間	
	病 名	期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属MARSコロナウィルスに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日経過かつ解熱後2日経過するまで。抗ウィルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症後5日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	治癒するまで又は病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症とは、重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、感染症の種類や地域・学校における感染症の発生・流行の態様等考慮の上、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものであり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではない。